

平成30年度財政援助団体等に対する監査（補助金等）結果

- 1 実施期間** 平成31年1月10日から3月4日まで
- 2 対象とした事項及び範囲** 平成29年度及び平成30年度 補助金及び負担金の執行状況について
- 3 対象部課名**
- | | |
|------------------------------------|---------------|
| ①飛騨高山国際誘客協議会負担金 | 【担当課：海外戦略課】 |
| ②飛騨地域創生連携協議会負担金 | 【担当課：海外戦略課】 |
| ③飛騨地域創生連携協議会負担金 | 【担当課：ブランド戦略課】 |
| ④飛騨高山観光客誘致推進協議会負担金 | 【担当課：観光課】 |
| ⑤観光客誘致推進事業補助金 | 【担当課：観光課】 |
| ⑥高山市若者定住促進事業補助金 | 【担当課：商工課】 |
| ⑦飛騨山脈ジオパーク推進協議会負担金 | 【担当課：環境政策推進課】 |
| ⑧高山の景観にふさわしい看板補助金 | 【担当課：都市計画課】 |
| ⑨高山市流木災害防止対策事業補助金 | 【担当課：危機管理課】 |
| ⑩緑の保全事業補助金 | 【担当課：林務課】 |
| ⑪鳥獣被害防止総合対策整備事業補助金
(射撃場整備費助成事業) | 【担当課：農務課】 |

4 着 眼 点

補助金及び負担金の執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・補助金等の決定は法令等に適合しているか
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か、また、公益上の必要性は十分か
- ・補助金等に関する条件の内容は明確か
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか
- ・補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか

5 監査の方法

担当課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、担当課の説明聴取及び質疑を実施した。

6 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金等の支出並びに収支経理及び使途について、概ね適正ではあったが、一部の団体において、不適正な処理がされていた。

なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、次の諸点については検討されたい。

○飛騨高山国際誘客協議会負担金

市は、世界各国から観光客を積極的に誘致することを目的に設立（平成12年12月25日）された飛騨高山国際誘客協議会（以下「協議会」という。）に対し、負担金を支出している。

平成29年度は、決算額（支出）16,589千円に対し、負担金10,400千円を支出。平成30年度は、予算額19,000千円に対し、前年度と同額を負担することとしている。

・予算の執行と会計処理について

平成29年度決算の中に、平成28年度に実施した欧州北米及びオーストラリアプロモーション等の事業費1,703千円が含まれていた。

これは、事務局職員が立替払いした事業費の一部が予算不足から平成28年度に精算できず、やむを得ず平成29年度予算から支出したものであるが、各種事業の支出状況を見ると職員の立替払いが常態化していた。

各年度の事業は、年度予算の範囲で実施することが建前であり、また、多額の経費を事務局職員が立替払いすることは不適切なため、現金払いが必要な事業費は、資金前渡すべきである。

的確な予算の執行管理の下で事業を行い、適正な会計処理に努められたい。

・負担金の負担割合等について

協議会規約第10条（経費）において「協議会の経費は、会費、負担金及びその他の収入をもってあてる。」と定めているが、高山市の負担割合については、明記されていない。

市の負担割合を規約に明文化されたい。

また、平成29年度収支決算による繰越金は2,346千円で、会費・負担金決算額16,468千円の14.2%に相当する。

担当課からは、経費節減に努めた結果であり、予定された事業は全て実施したとの説明を受けたが、市は上記決算額の63.2%の負担金を納入していることから、多額の余剰金に対しては負担金の精算を検討されたい。

なお、会員については、平成27年度から平成30年度において6団体が増加しているが、年々、外国人観光客が増加していることから、経済効果が波及すると考えられる関係団体の勧誘など、会員の増加についても引き続き努力されたい。

・外国人観光ガイド事業について

市内を訪れる外国人を対象とする外国人観光ガイド事業（以下「ガイド事業」という。）は、協議会及び（一社）飛騨・高山観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が連携し、一体的な取組みがなされている。

しかし、事業を実施する過程で、協議会は、ガイド事業の運営の一部を協会へ業

務委託（1,500千円）するとともに、同額を協会から会費名目で収入していた。
不自然な会計処理を是正されたい。

○飛騨高山観光客誘致推進協議会負担金

市は、全国から観光客を誘致することを目的として設立（昭和62年6月1日）された飛騨高山観光客誘致推進協議会（以下「協議会」という。）に対し、負担金を支出している。

平成29年度は、決算額（支出）20,374千円に対し、負担金16,000千円を支出。平成30年度は、予算額20,900千円に対し、前年度と同額を負担することとしている。

・特別事業に係る負担金の算出根拠等について

協議会規約第10条（経費）第2項ただし書きにおいて「国・県等の財源を伴う事業、その他特殊な事業を実施する場合については、その都度、高山市と協議の上負担割合を決定するものとする。」と定めているが、これらの事業（以下「特別事業」という。）にかかる平成29年度の負担金9,000千円については、協議された実績が無い。

特別事業については、規約に基づいてその都度、市と協議し、負担割合を決定されたい。

併せて、特別事業の内、全国誘致キャンペーン及びツーリズムEXPOジャパン出展事業は、過年度から継続して実施している事業である。

通常事業と特別事業の定義についても明確化されたい。

また、会員については、平成25年度から平成27年度の3年間に5団体が加入しているが、引き続き会員の増加について努力されたい。